

原村子ども・子育て支援センター（愛称：はらっば）

指定管理者公募 応募者向け参考資料

令和8年8月

原 村

本資料は、指定管理者公募にあたり、応募者の事業計画策定の参考となるよう、現行の運営実態を整理してお示しするものです。本資料は参考情報であり、応募者が独自の計画・配置・経費見込みを策定することを妨げるものではありません。

1 施設の概要

施設名	内容
施設名	原村子ども・子育て支援センター（愛称：はらっば）
所在地	長野県諏訪郡原村 12090 番地 1
構造	木造平屋
延床面積	498.65 m ²
竣工	令和5年3月
主な設備	床暖房、ロスナイ（熱交換型換気）、エアコン、太陽光発電設備
主な室構成	フリースペース「けやき」、子育てサロン「クローバー」、会議室・学習室「さくら」、相談室・学習室「すみれ」「コスモス」、テレワークルームA・B、中間教室「たんぽぽ」「わたげ」、事務室 等

2 現行の開所実績・利用状況

（1）開所日数の推移

年度	開所日数	開所時間	休館日
令和5年度	289 日	9:30～18:15（月～土）	日曜・祝日・12月29日～翌年1月3日
令和6年度	292 日	9:30～18:15（月～土）	同上
令和7年度	288 日	9:30～18:15（月～土）	同上

(2) 施設利用者数の推移 ※フリースペース「けやき」を中心とした放課後・休日等の利用者数。

年度	延べ利用者数	備考
令和5年度	2,167人	開設初年度（原っ子広場利用児童除く）
令和6年度	11,226人	原っ子広場利用児童含む
令和7年度	13,056人	原っ子広場利用児童含む

(3) 子育てサロン「クローバー」利用実績の推移

年度	開催日数	延べ利用人数	内 保護者	内 児童	日平均
令和5年度	289日	5,675人	2,612人	3,063人	19.6人
令和6年度	292日	4,320人	2,029人	2,291人	14.8人
令和7年度	288日	3,914人	1,821人	2,093人	13.6人

(4) 会議室・テレワークルーム等の一般貸出状況

区分	R5年度 団体・個人 人数	R5年度 利用回数	R6年度 団体・個人 人数	R6年度 利用回数	R7年度 団体・個人 人数	R7年度 利用回数
テレワークルームA	3	3	1	2	4	29
テレワークルームB	0	0	0	0	3	23
会議室（さくら）	12	28	21	70	20	95
すみれ・コスモス	5	5	7	12	19	41

※令和7年度はテレワークルームの個人利用周知、団体の定期利用により利用回数が増加。

3 現行の子育てサロン運営体制

子育てサロン「クローバー」の運営は、以下の会計年度任用職員が担当しています。指定管理移行後の職員配置は指定管理者が独自に決定するものですが、現行の運営実態の参考として開示します。

項目	内容
雇用人数	6名（うち代替職員2名を含む）
常時配置人数	常時2名
勤務時間帯	9:45～16:15（子育てサロン開設時間10:00～16:00に対応）
勤務形態	会計年度任用職員（複数名のシフト制、週あたり延べ8～10日相当）
資格	保育士及び保育補助者

なお、本資料の「4 運営経費の実績」は、施設管理費（光熱水費、保守管理委託料等）のみ

を記載しており、人件費は含まれていません。現行は、村職員及び会計年度任用職員が指定管理業務の対象となる業務と対象外の業務を兼務しているため、委託対象業務に係る人件費のみを区分して算出することが困難であり、人件費の決算額は記載していません。

また、村の正規職員及び家庭児童相談員等が担っている要保護児童対策事業、家庭児童相談、児童手当、保育事務等の行政事務並びにことばの相談は、指定管理対象外として村の直営で継続します。

4 運営経費の実績

以下は、施設管理費に係る令和6年度及び令和7年度の決算額です。地域子育て支援拠点事業に係る人件費・事業費は別予算で計上されており、本表には含まれません。

(1) 費目別決算額（令和6年度・令和7年度）

節	細節	令和6年度決算額 (円)	令和7年度決算額 (円)	主な内容
需用費	印刷消耗品費	111,548	100,776	日用消耗品等
	燃料費	3,510	5,040	灯油代
	光熱水費	555,725	546,305	電気・上下水道
	修繕費（物件費）	－	17,853	備品修繕
	修繕費（維持補修費）	－	41,250	建物修繕
役務費	通信運搬費	38,053	39,977	電話料金
	火災保険料（建物災害共済）	156,552	156,552	公有建物共済
委託料	施設等保守管理委託料	960,708	863,720	清掃・警備等
使用料・賃借料	コピー使用料	209,652	172,571	複合機
	機械器具使用料	6,600	6,600	地震速報
	機械器具使用料（リース）	63,360	63,360	AED リース
負担金等	負担金	8,000	－	講習受講料
合計		2,113,708	2,014,004	

※令和6年度の負担金8,000円は、甲種防火管理新規講習受講料（単発的支出）。

※修繕費は単年度で変動するため、別途「（３）修繕実績」を参照。

（２）施設等保守管理委託料の主な内訳（令和７年度参考）

業務内容	令和７年度決算額 （円）	備考
日常清掃（週２回実施）	219,000	シルバー人材センター
定期清掃（年２回程度）	316,360	民間清掃業者
機械警備（年額）	105,600	民間警備会社
消防設備点検（年２回）	79,200	民間業者
自動扉保守管理（年額）	79,200	民間業者
防犯カメラ保守（年額）	17,160	月額 1,430 円（税込）×12 か月
AED リース（年額）	63,360	民間業者（使用料・賃借料に計上のため委託料合計の内数ではない）

※上記は主なもののみ記載しています。

※上記は現行契約の参考情報です。

※「火災保険料（建物災害共済）」は本施設の建物に係るものです。指定管理移行後も村が契約者となりますが、これに要する費用は指定管理者の負担とし、指定管理料に含みます（募集要項の責任分担表及び仕様書４（５）③参照）。

（３）修繕実績

年度	修繕内容	金額（円）
令和５年度	玄関屋外の段差解消舗装	55,000
令和６年度	（実績なし）	－
令和７年度	玄関屋内のコーキング工事	41,250

※修繕費の支出年度と工事実施年度が異なる場合があります。上表は工事実施年度ベースで整理しています。

５ 施設使用料収入の実績

年度	施設使用料収入	備考
令和５年度	2,200 円	開設初年度
令和６年度	23,500 円	
令和７年度	2,200 円	

※相談室、会議室及びテレワークルームの有料利用に係る収入です。設置条例第７条第１項ただし書により、国及び地方公共団体、村内子ども・子育て支援団体並びに子どもの使用については使用料を徴収しないため、これらを

除いた実績です。なお、指定管理者制度移行後は、指定管理者が自己収入として収受する「利用料金」（設置条例第7条第2項及び第3項）に位置付けが変わります。なお、令和7年度は、テレワークルームの個人利用の周知及び団体の定期利用により利用回数が増加していますが、増加分の多くが設置条例第7条第1項ただし書に該当する減免対象の利用であったため、使用料収入は前年度を下回っています。

6 指定管理料上限額の考え方

指定管理料上限額（3年間総額 48,702 千円以内・各年度 16,234 千円以内、消費税及び地方消費税を含む。）（予定）は、以下の前提により積算しています。

- ・地域子育て支援拠点事業に係る人件費

○ 3名相当の人員配置を前提に積算

（人員配置・勤務形態等を拘束するものではありません。）

- ・基本4事業（交流の場の提供、相談・援助、情報提供、講習等）の実施に必要な事業費
- ・加算（ア）子どもの居場所支援事業及び加算（イ）地域支援に係る経費
 - ・施設の管理運営に必要な光熱水費、燃料費、消耗品費、通信費、保険料（建物火災保険料及び利用者傷害保険料を含む。利用者傷害保険は、子育てサロンの利用者を対象とするものとして積算しています。）、各種保守管理委託料等
- ・上記に対する一般管理費及び消費税相当額
- ・太陽光発電設備の4年に1回の定期点検費用（指定期間中は令和10年度に実施。令和6年度の直近実績 88,000 円）
- ・親子関係形成支援事業（年8回以上）の実施に要する経費
- ・複合機（コピー機）の賃借料及び緊急地震速報システムの使用料
- ・電話機の購入費並びに電話及びインターネット回線に係る費用

なお、地域子育て支援拠点事業に係る子ども・子育て支援交付金は村が受け入れ、指定管理料の財源の一部として活用します。

太陽光発電設備に係る売電契約は村が締結するため、売電収入は村に帰属し、指定管理者の収入とはなりません。施設内で使用する電力（自家消費分）の料金は指定管理者の負担となります。

指定管理者は村のネットワークを使用できないため、電話及びインターネット回線を独自に契約する必要があります。

現行の複合機（コピー機）のリース契約は、村において指定期間開始前に終了させる予定です。複合機を使用する場合は、指定管理者が自らの名義で契約してください。

応募者は本資料を参考に、自らの判断で人員配置、運営方法及び経費を計画し、上限額の範囲

内で年度ごとの提案額を提示してください。

なお、上限額は令和８年度時点における積算に基づく予定額であり、これに係る債務負担行為について令和８年９月の村議会の議決を経て確定します。議会の審議の結果により上限額が変更となる場合があります、その場合は速やかに村公式ホームページに掲載してお知らせします。

７ 貸与備品・物品一覧

村が指定管理者に貸与する備品及び物品は、別途村が作成する「貸与備品・物品一覧」によります。主な貸与備品の概要は現地説明会において説明します。

なお、貸与備品・物品一覧の内容は、指定開始日（令和９年４月１日）までに変更となる場合があります。確定版は基本協定書の締結時に提供します。